

食品衛生法施行規則及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する命令案新旧対照条文  
 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>別表</p> <p>一 (略)</p> <p>二 乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準</p> <p>(一) 乳等一般の成分規格及び製造の方法の基準</p> <p>(1) 乳等は、抗生物質、化学的合成品（化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。以下同じ。）たる抗生物質及び厚生労働大臣が定める濃度を超えた放射性物質を含有してはならない。ただし、抗生物質及び化学的合成品たる抗生物質について、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、この限りでない。</p> <p>1 3 (略)</p> <p>(2) 5 (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>三・四 (略)</p> | <p>別表</p> <p>一 (略)</p> <p>二 乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準</p> <p>(一) 乳等一般の成分規格及び製造の方法の基準</p> <p>(1) 乳等は、抗生物質及び化学的合成品（化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。以下同じ。）たる抗生物質を含有してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、この限りでない。</p> <p>1 3 (略)</p> <p>(2) 7 (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>三・四 (略)</p> |